

被保険者証の新規発行停止に伴う告示等の改正について（報告）

1. 背景

- 患者申出療養では、今まで申出を行おうとする患者に、「被保険者証の写し」を厚生労働省に提出することを求めていた。
- 令和6年12月2日に、健康保険法の改正により、被保険者証の新規発行は停止された。
- 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正により、保険医療機関等における患者の資格確認方法が変更され、これまでの被保険者証から資格確認書等に改められた（※）。

※令和6年12月2日時点で現に交付されている被保険者証については、改正前の規定による有効期間又は同日から起算して1年間は、なお従前のおりとする。

2. 課題

- 被保険者証の新規発行停止に伴い、被保険者証の写しを添付書類として求めていた患者申出療養制度における取扱いを見直す必要がある。

3. 対応

- 「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」（平成18年厚生労働省告示第498号）を一部改正し、「被保険者証の写し」の規定を削除。
- 局長通知及び課長通知において、今まで申出の際に「被保険者証の写し」を添付することを求めていた規定を削除し、代わりに申出の様式（課長通知の別紙1様式（ア））に「また、被保険者資格を有していることに相違ありません。」の一文を追記する見直しを行った。

局長通知「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の実施上の留意事項及び申出等の取扱いについて」（平成28年3月4日医政発0304第3号・薬生発0304第1号・保発0304第18号）

課長通知「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について」（平成28年3月4日医政研発0304第2号・薬生審査発0304第1号・薬生機発0304第1号・保医発0304第18号）